

# 岸津苑 訪問看護ステーション

## 料金表

H30年4月1日改定

### 【介護保険】

1単位:10円 \* 支給限度額を超えるサービスは全額負担となります。

(平成27年8月より一定以上の所得がある利用者は自己負担額が2割となる場合があります)

サービス内容	単位数	金額	負担額			備考		
			(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護費	20分未満(訪問看護1)	311	3,110円	311円	622円	933円	*20分以上の定期訪問看護が週1回以上含まれていること	
	30分未満(訪問看護2)	467	4,670円	467円	934円	1,401円		
	30分以上60分未満 (訪問看護3)	816	8,160円	816円	1,632円	2,448円		
	60分以上90分まで (訪問看護4)	1,118	11,180円	1,118円	2,236円	3,554円		
加算	早朝・夜間加算 (1回に付)			+25%増	+25%増	+25%増	早朝: 6時～ 8時 夜間: 18時～ 22時	
	深夜加算			+50%増	+50%増	+50%増	深夜: 22時～ 6時	
	長時間訪問看護加算 (*特別管理加算対象者)	+300	3,000円	300円	600円	900円	1時間30分を超える場合	
	複数名による訪問看護	30分未満	+254	2,540円	254円	508円	762円	事前に利用者の同意が必要
		30分以上	+402	4,020円	402円	804円	1,206円	
	初回加算	300	3,000円	300円	600円	900円	訪問看護計画書を作成した時	
	退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
	緊急時訪問加算(月1回) (*24時間連絡体制)	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	緊急訪問は所有時間に応じた単位数を算定します。	
	特別管理加算(Ⅰ)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	厚生労働大臣が定める状態にある時	
特別管理加算(Ⅱ) (月1回)	250	2,500円	250円	500円	750円			
ターミナルケア加算	2,000	20,000円	2,000円	4,000円	6,000円			

### その他の利用料

・交通費: 事業地域(防府市: 野島を除く、山口市)の負担はありません

これ以外の地域はステーション規定に基づいた実費を負担していただきます。

・死後の処置代: 10,000円(衛生材料+手技)

・オムツ代、日常生活用具(手袋等)、物品、必要以上の衛生材料については実費を頂きます。

## 【介護予防】

1単位:10円 \* 支給限度額を超えるサービスは全額負担となります。

(平成27年8月より一定以上の所得がある利用者は自己負担額が2割となる場合があります)

サービス内容	単位数	金額	負担額			備考	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護費	20分未満(訪問看護1)	300	3,000円	300円	600円	900円	*20分以上の定期訪問看護が週1回以上含まれていること
	30分未満(訪問看護2)	448	4,480円	448円	896円	1,344円	
	30分以上60分未満 (訪問看護3)	787	7,870円	787円	1,574円	2,361円	
	60分以上90分まで (訪問看護4)	1,080	10,800円	1,080円	2,160円	3,240円	
加算	早朝・夜間加算 (1回に付)			+25%増	+25%増	+25%増	早朝: 6時～ 8時 夜間: 18時～22時
	深夜加算			+50%増	+50%増	+50%増	深夜: 22時～ 6時
	長時間訪問看護加算 (*特別管理加算対象者)	+300	3,000円	300円	600円	900円	1時間30分を超える場合
	複数名による訪問看護						事前に利用者の同意が必要
	30分未満	+254	2,540円	254円	508円	762円	
	30分以上	+402	4,020円	402円	804円	1,206円	
	初回加算	300	3,000円	300円	600円	900円	訪問看護計画書を作成した時
	退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
緊急時訪問加算(月1回) (*24時間連絡体制)	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	緊急訪問は所有時間に応じた単位数を算定します。	
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	厚生労働大臣が定める状態にある時	
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,500円	250円	500円	750円		

### その他の利用料

・交通費: 事業地域(防府市: 野島を除く、山口市)の負担はありません

これ以外の地域はステーション規定に基づいた実費を負担していただきます。

・オムツ代、日常生活用具(手袋等)、物品、必要以上の衛星材料については実費を頂きます。

加算項目につきましては契約時、ご利用者・ご家族の同意を確認させていただきます。

- 《24 時間対応体制加算》 電話等により常時対応できる体制にある場合
- 《緊急時訪問看護加算》 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対し、24 時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない、緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合に加算します。
- 《特別管理加算》 指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
- なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ① 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
  - ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
  - ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- 《ターミナルケア加算》 在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合  
(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)
- 《複数名訪問看護加算》 利用者および家族の同意を得て、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合、利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等に加算します。
- 《長時間訪問看護加算》 特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問を行った場合、所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- 《訪問看護情報提供療養費》 利用者が居住する市町村等に保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合。

・主治医より、急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別の指示を受けた場合、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途、医療保険による訪問看護の提供となります。(必要時に説明いたします。)

### 【医療保険】

主治医から交付された訪問看護指示書、及び訪問看護計画書に基づき提供された訪問看護サービスに対し、基本利用料金並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

サービス内容		金額	負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護費	訪問看護基本療養費(Ⅰ)				
	週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	訪問看護基本療養費(Ⅱ)				
	(※同一日に2人) 週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
(※同一日に3人以上)	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	8,500円	850円	1,700円	2,550円	
入院中に1~2回(外泊時)					
加算	早朝加算: 6時~ 8時	2,100円	210円	420円	630円
	夜間加算: 18時~22時				
	深夜加算: 22時~ 6時	4,200円	420円	840円	1,260円
	緊急時訪問看護加算	2,650円	265円	530円	795円
	長時間訪問看護加算	5,200円	520円	1,040円	1,560円
	複数名訪問 1回目	4,500円	450円	900円	1,350円
2回目	9,000円	900円	1,800円	2,700円	
3回目以上(1日)	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円	
訪問看護管理療養費	1日目(初日)	7,400円	740円	1,480円	2,220円
2日目以降	2,980円	298円	596円	894円	
24時間連絡体制加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円

特別管理加算(月1回)	(重度)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	(軽～中)	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
緊急カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供料1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア加算		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

## 【精神科訪問看護・医療保険】

対象者：精神疾患を有する物、またはその家族等

主治医(保険医療機関の意思であって精神科を担当する者)より交付された精神科訪問看護指示書、及び精神科訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料金並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

サービス内容	金額	負担額		
		3割(保険のみ)	自立支援医療	
訪問看護費	精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)			
	週3日まで 30分以上	5,550円	1,665円	555円
	30分未満	4,250円	1,275円	425円
	週4日目以降まで 30分以上	6,550円	1,965円	655円
	30分未満	5,100円	1,530円	510円
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)			
	※同一日に2人)週3日まで30分以上	5,550円	1,665円	555円
	30分未満	4,250円	1,275円	425円
	週4日目以降まで 30分以上	6,500円	1,965円	655円
	30分未満	5,100円	1,530円	510円
	精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)			
	(※同一日に3人以上) 30分以上	2,780円	834円	278円
週3日まで 30分未満	2,130円	639円	213円	
週4日目以降まで 30分以上	3,280円	984円	328円	
30分未満	2,550円	765円	255円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (外泊時)	8,500円	2,550円		
加算	精神科緊急訪問看護加算 (Ⅰ)・(Ⅲ)に対する	2,650円	795円	265円
	長時間精神科訪問看護加算	5,200円	1,560円	520円
	複数名精神科訪問看護加算 (Ⅰ)・(Ⅲ)に対する 1回目	4,500円	1,350円	450円
	※精神科在宅患者支援 2回目	9,000円	2,700円	900円
	2を算定する者 3回目以上(1日)	14,500円	4,350円	1,450円
	早朝・夜間加算	2,100円	630円	210円
	深夜加算	4,200円	1,260円	420円
精神科重症患者支援管理連携加算				
※精神科在宅患者支援管理料2のイ	8,400円	2,520円	840円	
※精神科在宅患者支援管理料2のロ	5,800円	1,740円	580円	

\*訪問看護管理療養費とその加算、24時間対応体制加算(月1回)、訪問看護情報提供療養費、ターミナルケア療

加算項目につきましては契約時、ご利用者・ご家族の同意を確認させていただきます。

- 《24時間対応体制加算》 電話等により常時対応できる体制にある場合
- 《緊急時訪問看護加算》 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対し、24時間連絡体制にあり、かつ、計画的に訪問することとなっていない、緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合に加算します。
- 《特別管理加算》 指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管 切開患者指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 7日間で3日以上点滴を行う場合

- 《ターミナルケア加算》 在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合  
(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)
- 《複数名訪問看護加算》 利用者および家族の同意を得て、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合、利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等に加算します。
- 《長時間訪問看護加算》 特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問を行った場合、所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- 《訪問看護情報提供療養費》 利用者が居住する市町村等、学校、入院又は入所する施設等に保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合。
- 《精神科重症患者支援管理連携加算》 ※ 入・退院時の条件有り
- 《精神科複数回訪問加算》 主治医が複数回の訪問看護が必要であると認めた場合  
(※ 精神科在宅患者支援管理料2を算定する利用者)

・主治医より、急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別の指示を受けた場合、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途、医療保険による訪問看護の提供となります。(必要時に説明いたします。)